

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）三谷東地区）計画を変更することについて平成19年2月26日同意した。

平成19年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀